ゴルフ場利用税 2021.6.25

特別徴収義務者のしおり

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用したときに利用者に課税されます。

利用者はゴルフ場経営者(以下 特別徴収義務者という)を通じて島根県に納付することとなります。

納める額(税額)

●利用者1人1日につき次の税額が課税されます。

(ゴルフ場の規模と利用料金を基準に等級毎に税額が異なります。)

	等級基準	等級	税額
ホール数	利用料金	寺舣	优码
	11,000 円以上	1級	1,200円
27 ホール以上	7,500 円以上 11,000 円未満	2級	1,100円
	7,500 円未満	3 級	950 円
	9,500 円以上	2級	1,100円
10.1	7,000 円以上 9,500 円未満	3 級	950 円
18 ホール以上 27 ホール未満	6,000 円以上 7,000 円未満	4 級	800 円
14 . \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	4,000 円以上 6,000 円未満	5 級	650 円
	4,000 円未満	6 級	500 円
18 ホール未満	3,500 円以上	6 級	500 円
18 ホール末個	3,500 円未満	7級	400 円

※ 「利用料金」は、利用名義に関わらず、非会員の平日における当該ゴルフ場の利用について、その対価又は負担として支払うべき料金

料金表(利用料金)の改定をされる場合は、事前に県民センターにお知らせください。 等級が変更となる場合があります。

申告と納税

- ●特別徴収義務者は毎月分をとりまとめて、<u>翌月 15 日まで</u>に申告して納めることとなっています。
- ・ゴルフ場利用税納入申告書(15学)*1年分を毎年3月に送付します。
- ・ゴルフ場利用税の非課税適用利用者集計表 (18分)
- ・ (該当すれば) 国民体育大会本大会及び最終予選会に関する「非課税 適用申出書」(17%)及び各競技会の「参加選手一覧表」(2%、3%関連)

(注) ゴルフ場利用税納入申告書内訳書(23 ∜) を記載しておくと、ゴルフ場利用税納入申告書(15 ∜) の作成が容易になりますのでご活用ください。

非課税措置

- ●次の方がゴルフ場を利用する場合は非課税となりますので、下記のとおり取り 扱ってください。
 - (1)年齢が 18 歳未満の方

(2)年齢が70歳以上の方 *利用日現在

(3)障がい者の方

(根拠) 地方税法第75条の2第1号から3号



①非課税適用申出書 (16%) の記入依頼、受取

(特別徴収義務者が保管、管理 ※5年間保存)

- ②下記提示書類による本人確認
- 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、学生証、障害者手帳等 (申出書の確認欄に受付担当者の捺印又はサイン)

(4)国民体育大会本大会 (スポーツ基本法 (平成23年法律第78号) 第26条第1項) 及び最終予選会(中国ブロック大会を含む。)におけるゴルフ競技に参 加する選手の大会当日及び期日が指定されている練習日(期間を指定し て、その間に随時行う練習日も含む。以下、「公式練習日」という。) の利用 (根拠) 地方税法第75条の3第1号

> ①非課税適用申出書(17分、島根県知事又は教育委員会が証明)の受取 (参加選手一覧表添付)

*当月分の申告書、ゴルフ場利用税の非課税適用利用者集計表 (18分) とともに県民センターに提出

※令和2年4月1日より本大会及び最終予選会の公式練習日は、島根県知事又は教育委員会の証明がある場合に限 り非課税となりました。

(5)学校における保健体育の実技又は学長等の公認の課外活動 として利用する18歳以上の学生、生徒、児童及び引率教員



(根拠) 地方税法第75条の3第2号

①**学校長等の証明書** (利用年月日又は期間、利用目的、利用人数、利用責 任者の住所氏名を記載)の受取

*当月分の申告書、ゴルフ場利用税の非課税適用利用者集計表 (18%) とともに県民センターに提出

税率の特例措置

●下記の(1)及び(2)に掲げる利用については、ゴルフ場利用税が2分の1に軽減されます。(下表参照)

指定を受けようとする日の5日前までに「ゴルフ場利用税の特例税率の適用を 受けるゴルフ場の指定申請書」(10 😭) にそれぞれ定める必要書類を添付して提出 してください。

等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
特例税率	600円	550円	475円	400円	3 2 5 円	250円	200円

(1)次の競技会に参加する選手の当該競技会における利用(プロゴルファーを除く。)

ア. 国民体育大会の本 大会または予選会とし て行われる競技会

(スポーツ基本法(平成 23年法律第78号)第26条 第1項)

- ・当該競技会の開催日のうち、本大会及び最終予選会の開催日当日及び期日が指定されている練習日 (期間を指定して、その間に随時行う練習日も含む。以下「公式練習日」という。) における利用を除く。 (非課税のため)
- ・公式練習日におけるゴルフ場の利用
- ・当該競技会について、「利用料金」+「主催者に払う参加料等÷開催日数 (公式練習日を含む)」 ≦非会員の通常利用料金×0.8であること。

イ. (公財)日本ゴルフ協会が主催する全国的な競技会及びその予選として行われる中国ゴルフ連盟が主催する競技会(裏面別表に定める競技会)

- ・他の団体と共同で開催する場合についても、同様に 取扱う。
- ・当該競技会の開催日当日及び公式練習日におけるゴルフ場の利用
- ・当該競技会について、「利用料金」+「主催者に払う参加料等÷開催日数 (公式練習日を含む)」≦非会員の通常利用料金×0.8であること。

◆提出書類

- ・ゴルフ場利用税の特例税率の適用を受けるゴルフ場の指定申請書 (10 🔄)
- ◆添付書類
 - ・特例税率適用競技会に関する届出書 (20 🔄)
 - ア. の場合 公益財団法人島根県体育協会作成
 - イ. の場合 公益財団法人日本ゴルフ協会又は中国ゴルフ連盟作成
 - ・開催要領の写し
 - *参加選手一覧表は、別途当月分の申告書とともに県民センターに提出してください。

○ (別 表)

主 催 者	競技	会 名		
	〇日本アマチュアゴルフ選手権競技会	〇日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技会		
	〇日本アマチュア・マッチプレーゴルフ選手権競技会	〇日本女子シニアゴルフ選手権競技会		
	〇日本シニアゴルフ選手権競技会	〇日本女子オープンゴルフ選手権競技会		
	〇日本ミッドシニアゴルフ選手権競技会	〇日本シニアオープンゴルフ選手権競技会		
(公財)	〇日本グランドシニアゴルフ選手権競技会	〇アジアンツアーオープンゴルフ選手権競技会		
日本ゴルフ	〇日本女子アマチュアゴルフ選手権競技会	〇日本学生ゴルフ選手権競技会		
協会	〇日本女子アマチュア・マッチプレーゴルフ選手権競技会	〇日本女子学生ゴルフ選手権競技会		
	〇日本オープンゴルフ選手権競技会	〇日本ジュニアゴルフ選手権競技会		
	〇日本ミッドアマチュアゴルフ選手権競技会	〇その他、これらの選手権競技会と同等の選 手権競技会		
	〇(公財)日本ゴルフ協会が主催する上記の選手	権競技会の予選に相当する選手権競技会で、		
	県予選も含む。			
 中国ゴルフ	(例)・中国アマチュアゴルフ選手権競技会	・中国女子アマチュアゴルフ選手権競技会		
中国コルノ 連盟	・中国シニアゴルフ選手権競技会	・中国オープンゴルフ選手権競技会		
连皿	・中国ミッドシニアゴルフ選手権競技会	・中国ジュニアゴルフ選手権競技会		
	・中国グランドシニアゴルフ選手権競技会	・中国アンダーハンディーキャップ競技会		

〇 (税率の適用例)

◇国民体育大会



選出

公式練習日 (本大会) 「非課税」

本大会当日 「非課税」

※令和2年4月1日より本大会及び最終予選会の公式練習日は、島根県知事又は教育委員会の証明がある場合に限 り非課税となりました。

(2) 利用時間、場所等に制約のある利用

◆共通要件

- ・利用料金が、通常の利用料金に比較して2分の1以上軽減されていること。
- ・セルフプレーによる利用であること。

ア. 早朝の利用

・午前9時30分までにプレーを終了することが あらかじめ定められており、当該利用を行うこ とができる日が、週2日以上でかつ1か月以上 継続して利用できる場合。

イ. 薄暮の利用

・午後3時30分以降(10月から3月までの期間にあっては午後2時30分以降)にプレーを開始することがあらかじめ定められており、当該利用を行うことができる日が、週2日以上でかつ1か月以上継続して利用できる場合。

ウ. 冬期の利用

・積雪その他により通常の利用ができないため、 1か月以上継続した一定の期間を定めてクラブ ハウス等施設の一部が閉鎖されている場合。



◆提出書類

- ・ゴルフ場利用税の特例税率の適用を受けるゴルフ場の指定申請書(10分)
- ◆添付書類
 - ・利用料金に関する書類(特例税率の適用を受ける利用の明細書(19分)を含む。)

(3)特例税率の適用について

(1)、(2)でいう「通常の利用料金」とは、何らの名義をもってするを問わず、 会員、非会員等がそれぞれ当該施設の利用について、その対価又は負担として支 払うべき料金をいい、またその料金が平日、土曜日、日曜日、祝祭日等により区 分されている場合は、その区分されているそれぞれの料金をいう。

ただし、ゴルフ場の収入にならない料金(消費税、ゴルファー保険料、ゴルフ連盟負担金、身体障がい者等協力費等)及び利用者の任意によるもの(キャディーフィ、ロッカーフィ等)は除く。

●ゴルフ場利用税の特例税率の適用を受けるゴルフ場の指定を受けた場合

- (I)軽減する利用の種別、軽減後の利用料金、税率及び軽減の条件等を当該 施設のフロント等利用者の見易い場所に表示すること。
- (Ⅱ) 利用の種別、会員、非会員の別に受付簿 (署名簿等) を備え付け、通常の利用と混同しないよう利用人数、利用料金等を明確に区分して経理すること。
- (Ⅲ) 特例税率の適用を受ける利用に変更がある場合は、変更が生じた日から 5日以内に「特例税率の適用を受ける利用の変更届出書」(21 〒) により、 届出をすること。
- (IV) 当該ゴルフ場が島根県県税条例28条第3項に規定するゴルフ場に該当しなくなったときは、該当しなくなった日から5日以内に「ゴルフ場利用税の特例税率の適用を受けるゴルフ場に該当しない旨の届出書」(11 針)により、届出をすること。
 - *廃業した場合(8 ター、14 ター) や(1)の競技会の競技における利用(3 ター) の場合で、指定期間が満了した場合は、当該届出は要しない。

●申告書の記載方法等

- (I) 税率の特例措置を適用した場合の「ゴルフ場利用税納入申告書」(15分) の記載については、特例措置に係る課税標準、税率、税額等を利用の種別 ごとに通常の利用に係るものと区分すること。
- (Ⅱ)(1)の競技会の競技における利用(3 ﴾)の場合は、「特例税率適用競技会に関する届出書」(20 ﴾) に開催要項を、「ゴルフ場利用税納入申告書」(15 ﴾)を提出する際には参加選手一覧表を添付すること。

(申告書記入例)



業務による利用

●特別徴収義務者が<u>利用料金を徴さないで次に掲げる利用</u>をさせた場合は、ゴルフ場の業務による利用として課税の対象となりません。

業務による利用があった場合は、次の1~8のいずれに該当するかわかるように「業務利用簿」(22 🔄) に適切に記載し、直近2年間分を保管してください。

- 1 支配人、グリーンキーパー等がコースの維持、管理を行うための利用
- 2 キャディーマスター等がキャディーの訓練を行うための利用
- 3 コース委員会、ハンディキャップ委員会及び競技委員会等のための利用
- 4 公益財団法人日本ゴルフ協会若しくは中国ゴルフ連盟の主催する公式競技又はこれらに類する公式競技の開催に伴う役員の業務のための利用
- 5 福利厚生計画による従業員の慰安のための利用(当該ゴルフ場の従業員に 限る)
- 6 他のゴルフ場の支配人等の視察、見学のための利用
- 7 開場記念行事(5年以上ごとに1回程度開催される場合に限る)における 招待客の利用
- 8 プロ、補助プロの利用

(業務利用簿の記載例)

利 用 年月日		業務内容	利用者氏名	備考
R2. 4. 1	1	コース管理	島根 太郎	グリーンキーパー
R2. 5. 10	3	コース委員会	松江 二郎	コース委員
R2. 6. 30	4	〇〇大会役員	浜田 三郎	競技副委員長
R2. 7. 11	5	福利厚生計画	東部 花子	
R2. 11. 7	6	視察	西部 一郎	○○ゴルフ場支配人

★ 備考には利用内容が上記1・2・3の場合は役職名を、4の場合は役員名 を、6の場合はゴルフ場名と役職名を記載してください。

変更手続き

●登録事項の変更、経営の廃止又は休業しようとするときは、<u>県民センターまで</u> 連絡していただき、直ちにその内容を申請してください。

(1)ゴルフ場の名称変更、コース変更、料金変更(等級の変更がない場合も)、 代表者変更などに関わること



- ◆提出書類(当該変更のあった日から5日以内)
 - ・ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録事項変更登録申請書 (13%)
- ◆添付書類
 - ・パンフレット、料金表、登記簿謄本など

※営業権の譲渡、売買などによって特別徴収義務者が交代した場合は、変更登録ではなく、下記の開業及び廃業の手続きを経ていただく必要があります。

(2)ゴルフ場の開・廃業に関わること

ゴルフ場の経営を開始、休止、又は廃止したときは、県民センターまで申請してください。

新規開業



- ◆提出書類(開始の日の5日前まで) → スプロスは日のは、日本の日の10日前まで)
- ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書 (12分) ◆添付書類
- 定款の写し、パンフレット、料金表、登記簿謄本など

休(廃)業



- ◆提出書類(休止、廃止した日から5日以内)
- 休 (廃) 業届出書 (14%)
- ◆添付書類

交付していた「**ゴルフ場利用税特別徴収義務者証票**」(24年) 登記簿謄本など

不申告加算金

●期限内に申告しなかった場合に徴収されます。

不申告加算金=納める税額×15%

(納める税額が50万円を超えるときは、その超える部分については20%)

期限後に自発的に申告書を提出した場合は5%になります。

期限から1月を経過する日までに自発的に申告書を提出した場合で、期限内に申告書を提出する意思があったと認められる<u>一定の場合</u>には、不申告加算金は徴収されません。

島根県県税条例施行規則第105号様式 (第48条関係)

	ゴルフ場利月	用税の特例利	・ 率 の	
	適 用 を受ける	ゴルフ場の指定	芒申請書	
年	徴	主所又は所在地		
県民セ	収 表 アンター所長 様 務 者	氏名又は名称		
ゴルフ場	所 在 地			
	名 称			
指定を受けようと する年月日		年 月	Ħ	
指定を受けようと する期間(「利用の 種別」欄の 1 に該 当する場合)	年月	日から	年月	日まで
指定の対象となる 理 由	利 用 の 種 別	通常の利 用料金 A	軽減後の 料金B	軽 減 率 (A-B)/A
	公益財団法人日本 ゴルフ協会が主催 する全国的な競技 1 会等に参加する選 手(プロゴルファー を除く。)の当該競 技会における利用			
	早朝利用その他の 利用時間、利用場所 等に制約のある利 用			

【本申請書に添付する書類】

- ① 国民体育大会の予選会(3〜1)ア参照)及び(公財)日本ゴルフ協会が主催する競技会等(3 〜1)イ及び4〜引表参照)での利用の場合
 - 特例税率適用競技会に関する届出書(20分)
 - 開催要項の写し

(参加選手一覧表は、別途当月分の申告書とともに県民センターに提出してください)

- ② 早朝利用その他の利用時間、利用場所等に制約のある利用の場合
 - ◆ 特例税率の適用を受ける利用の明細書(19分)
 - 早朝利用等の利用料金がわかる書類
- ※ 本申請書は、指定を受けようとする日の5日前までに県民センターまで提出してください。

島根県県税条例施行規則第106号の2様式(第48条関係)

					税率の適力ない旨			
年月		日	特別徴品	住所	又は所在地			
県民センター原	所長	様	収義務者	氏名	又は名称			
ゴルフ場	所	在	地					
- 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7,	名		称					
該当しなくなった年月日						年	月	日
該当しなくなった期間(「指 定の対象となる利用に該当 しなくなった利用」欄の 1 に該当する場合)			年	月	日から	年	月	日まで
指定の対象となる利用に該 当しなくなった利用	1	等は	こ参力					全国的な競技会)の当該競技会
	2	早草	朝利月	用その作	他の利用時	間、利用場	易所等に	制約のある利用
該当しなくなった理由		I						
摘 要								

備考 「指定の対象となる利用に該当しなくなった利用」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書						
年	月	日	特別徴収義務者	住所又は 所 在 地			
県民センタ	'一所長	様	義務者	氏名又は 名 称			
ゴルフ場	所 在	地					
	名	称					
利 用	料	金					円
経営開め	台 年 月	日		年	月	日	
ゴルフ場の構造、規模、その他設備の概要							
【本申請書に添付する書類】 ○ 定款の写し○ パンフレット○ 料金表○ 登記簿謄本 など ※ 本申請書は開始の日の5日前までに県民センターまで提出してください。							

島根県県税条例施行規則第 108 号様式 (第 58 条関係)

	ゴルフ	場利	用税特別徴収義務	者登録事項	変更登録申	請書	
年果民センター	月 日	別徴収義	住所又は所在地氏名又は名称	(電話)
登録事項の 区分	住所又にホール数	は所在 数の変	を○で囲んでくださ E地の変更 氏名又 E更 利用料 更(は名称の変更	代表者の	の変更)
変更年月日			4	年 月	日		
登録事	耳項		変 更	前	変	更	後
住所又は所	 在地						
氏名又は	名称						
(ふ り が 代 表	な) 者						
ホ ー ル	〉 数						
利用料	金			円			円
その	他						
摘	要						

備考 この申請書は、営業権の譲渡、売買などによって特別徴収義務者が交替した場合は使用できない。この 場合には、ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書(第 107 号様式)又は廃業届書(第 109 号様式)を 提出すること。

島根県県税条例施行規則第 109 号様式 (第 59 条, 第 74 条関係)

		1	休 (原	廃) 業	届	書	
	年	月 日	特別徴収義務者 (経 営 者)	住所又は 所 在 地			
	県民センタ	一所長様	收義務者	氏名又は 名 称			
施	業種						
	徵収番号						
	所 在 地						
設	名称						
休(图	廃)業の理由						
	美期間又は	休業 { 廃業		年	目	日から 日まで 日	
摘	要	DL K		1 2	•		

島根県県税条例施行規則第 111 号様式 (第 60 条関係)

ゴルフ場利用税納入申告書

*

通信	青月	付 印		確認			入	力			徴収	双番号		
			年	月夕	分	納	期	限				年	月	目
		下 月	日	特別徴場義務			f 又 (在)	は 地						
県民	センク	ター所長	長 様	(経営者)		氏 名 名	可又	は 称						
				ゴルフ‡	担	所	在	地						
						名	ź	称						
等	級								級	期間		年	月	日から
税	率	1人	1日に	つき					円	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\		年	月	日まで
		利用	の種り	別等	誀	関税 標 (利用	関準の 者の	り 総 総数	: 数 :)	税	率	税		額
申告									人					円
納入														
ナ														
る額														
等														
	_	言	+											

※欄は記入しないでください。

島根県税関係通達第3号様式

<i>i ,</i>	ルフ場利用税の非課税適用申出書	
島根県		
県民セン	ンター所長 様	
地方税法第75条の20	に規定する非課税の適用を受けたいので、下記のとおり申出ます。	
年月	Ħ	
(申出者)		
住 所		
名 称		
生年月日	年 月 日 年齢(才)	
ゴルフ場名		
利用年月日	年 月 日	
非 課 税 適 用 区 分 ※該当する番号を○で囲んで 下さい	1.18歳未満 2.70歳以上 3.障がい者	
非課税適用対象者であ	確認欄	
ることを証明する書類	1. 運転免許証	
※該当する番号を○で囲んで下さい	2. 身体障害者手帳	
4番は書類名を記入して下さ	3. 学生証	
()	4. その他()	
		_

非課税適用対象者 (18 歳未満、70 歳以上) であることを証明する 書類の例

(18歳未満) 学生証等

(70歳以上)運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等

島根県税関係通達第3号様式の2

	ゴルフ場利用税の非課税適用申出書
島根県県民	センター所長様
地方税法第75条	の3第1項第1号に該当する競技会を下記のとおり開催します。
年 (:	月 日 主催者)住所又は 所 在 地 氏名又は 名 称
競技会の名称	
競技会開催	名称
ゴルフ場	所 在 地
期間	開催期日 年 月 日から 年 月 日まで 公式練習期間 年 月 日から 年 月 日まで
出 場 者 の 氏名及び住所	別紙のとおり
室 早	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

印

島根県税関係通達第3号様式の3

ゴルフ	場利用税の非調	果税適用利用者集計表
島根県 県民センタ	7一所長 様	
地方税法第75条の2及 て、下記のとおり報告しま		l定する非課税の適用を受けた利用者につい
年 月 (特別徴収義務者)		
	氏名又は 名 称	
(年月分	})	
非 課 税 適 用	区分	非課税適用利用者数(人)
18 歳 未	満	
70 歳 以	上	
障 が い	者	
学 生	等	
国 体	等	

島根県税関係通達第4号様式

				特	例 税	三率	の適	用	を受	きけ	る	利	用の	つり	月細	書			
	ゴル゛	ー フ場	の名称																
特例け	利税 ³ よう	率のと)適用を する利	·受 用															
					通	常	の	利	用	軽	ì	减	後	2	の	軽	洞	<u> </u>	率
	区			分	料	金	(A)	料	金	:	(В)	(A-	B)	_	(A)
料				<i>7</i> 1	会員	į	無名員	非員	会	会員		無名員	記会	非員	会	会員	無名員		非会員
	平			日															
金	土		曜	日															
	日			曜															
	(祝	祭)	日															
利	月	₹	条	件	2.	利	ルフプ 用時間 早朝 幕 幕 の他の	利用]···午]···午	前後			るこ		うまで うから	2			

- 備考1.「特例税率の適用を受けようとする利用」欄には、「非会員の平日の薄暮利用」等具体的に記入すること。
 - 2.「通常の利用料金」とは何らの名義をもってするを問わず、会員、非会員等がそれぞれ 当該施設の利用について、その対価又は、負担として支払うべき料金をいう。ただし、 ゴルフ場の収入とならないもの(消費税、ゴルファー保険料、ゴルフ連盟負担金、身体 障がい者協力費等)及び利用者の任意によるもの(キャディーフィ、ロッカーフィ等) は除くものとする。
 - 3.「利用条件」欄には、利用時間の制限その他利用条件を記載すること。
 - 4. 軽減率の端数処理は、小数点以下切り捨てとする。

島根県税関係通達第4号様式の2

	特例税率適用競技会に関する届出書													
島根県 県民センター所長 様														
島根県県税条例	第28条第3	項第	1 号に	こ該当	首する	競技会を「	下記のと	おり開	催します。					
年 月 日 (主催者)住所又は 所 在 地														
		名又に ^和												
競技会の名称														
競技会開催	名称													
ゴルフ場	所在地													
開催期間		年		月	日:	から	年	月	日まで					
利用料金等に関する事項	参加料等 A 円	利	用	料	金 B 円	一人あた 用日数C	りの利 日		あたりの利用 / C) + B	料金				

備考

- 1. 一人あたりの利用日数欄は、公式練習日も含めた日数であること。
- 2. この届出書には、大会要領を添付し、当月分のゴルフ場利用税納入申告書の提出に併せて参加選手一覧表を提出すること。
- 3.「利用料金」とは何らの名義をもってするを問わず、上記競技会における当該施設の利用 について、その対価又は、負担として支払うべき料金をいう。ただし、ゴルフ場の収入と ならないもの(消費税、ゴルファー保険料、ゴルフ連盟負担金、身体障がい者協力費等) 及び利用者の任意によるもの(キャディーフィ、ロッカーフィ等)は除くものとする。

島根県税関係通達第5号様式

			!	特例	列 税	率の	り通	画 用	を	受じ	ナる	利。	用	の変	更	届占	出書		
年 月 日							特別	別徴	t収	住又所	所は生地								
	県」	民セン	ノタ	一所	長	様		義	務	者	氏又名	名は称	1						
施				設	所名	E地							•						
<i>I</i> IE				DX.	名	称													
特	例	税		率	変見	更前													
適	用	の <i>ラ</i>	利	用	変勇	更後													
	変	更	年	月	日									年			月	目	
					通 料	常金	0		利 A	用)	軽料	金金	减	後 (の)	軽 (A-	減 B) /	率 (A)
変更後	区			分	会員	Ĺ	無名員		非員		会員	, mm/	無名員	無記 会	非員	会	会員	無名員	非会員
の	平			日	F	円		円		円		円		円		円	%	%	%
料金	土	曜		日															
		兄 祭		曜日															
変	更	O E	里	由															
摘				要															

備考1.「特例税率適用の利用」欄には、「非会員の平日の薄暮利用」等具体的に記入すること。 2. 軽減率の端数処理は、小数点以下切り捨てとする。

第6号様式

業務利用簿(年度分)

利 用 年月日	業務内容	利用者氏名	備考

備考 利用内容が下記 1・2・3の場合は役職名を、4の場合は役員名を、6の場合は ゴルフ場名と役職名を備考欄に記載してください。

記

- 1 支配人、グリーンキーパー等がコースの維持、管理を行うための利用
- 2 キャディーマスター等がキャディーの訓練を行うための利用
- 3 コース委員会、ハンディキャップ委員会及び競技委員会等のための利用
- 4 公益財団法人日本ゴルフ協会若しくは中国ゴルフ連盟の主催する公式競技又はこれらに類する公式競技の開催に伴う役員の業務のための利用
- 5 福利厚生計画による従業員の慰安のための利用(当該ゴルフ場の従業員に限る)
- 6 他のゴルフ場の支配人等の視察、見学のための利用
- 7 開場記念行事 (5年以上ごとに1回程度開催される場合に限る。) における招待客 の利用
- 8 プロ、補助プロの利用

ゴルフ場利用税納入申告書内訳書

				課 税 利 用 者 数							非課税適用利用者数							
		総利用 者数	通	常税	率	特例	税率	小計	税額	18歳	70歳	障が	国体	学生	小計	業務利 用者数		
		A	会員	非会員		利用の 種別	人数	В	P	未満	以上	い者	選手	等	С	D		
月	日																	
月	П																	
月	Ш																	
月	Ш																	
月	日																	
月	日																	
月	日																	
月	日																	
月	日																	
月	日																	
月	日																	
月	日																	
月	日																	
月	日																	
月	日																	
月	Ш																	
月	П																	
月	日																	
月	田																	
月	日																	
月	日																	
月	日																	
月	日																	
月	日																	
月	日				_													
月	日																	
月	日																	
月	日																	
月	日																	
月	日																	
月	日																	
計																		

A (総利用者数) = B (課税利用者数) + C (非課税適用利用者数) + D (業務利用者数)



主な提出書類

- ●申告と納税(毎月15日まで)
 - ・ゴルフ場利用税納入申告書(15%)
 - ・ゴルフ場利用税の非課税適用利用者集計表 (18%)
 - ・ (該当すれば) 国民体育大会本大会及び最終予選会に関する「非課税 適用申出書」(17%)及び各競技会の「参加選手一覧表」(2%、3%関連)
- ●税率の特例措置(**特例措置を受ける5日前まで**)

◆競技会(国民体育大会予選など)

- ・ゴルフ場利用税の特例税率の適用を受けるゴルフ場の指定申請書(10分)
- ・特例税率適用競技会に関する届出書(20分)
- ・開催要領の写し

◆早朝·薄暮·冬季

- ・ゴルフ場利用税の特例税率の適用を受けるゴルフ場の指定申請書(10分)
- •利用料金に関する書類(特例税率の適用を受ける利用の明細書(19分)を含む)

お問い合わせ先

島根県東部県民センター 課税部 自動車・諸税課

TEL: (0852) 32-5623

FAX: (0852) 32-5611

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-1

松江合同庁舎2階

島根県西部県民センター 税務部 法人・軽油課税課

TEL: (0855) 29-5736

FAX: (0855) 29-5524

〒697-0041 島根県浜田市片庭町254

浜田合同庁舎1階